

## ケアハウス楽々園

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護)

### 運営規程

#### (目的)

第1条 社会福祉法人センチュリー岡山は、ケアハウス楽々園（以下「事業所」という。）において特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）を設置運営するに当たり、その適正な運営を確保するために、人員及び運営に関する事項を定め、要介護及び要支援状態にある高齢者に対して適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

#### (運営方針)

第2条 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の職員は、利用者が要介護状態にある場合は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練等を行うことにより、利用者が能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の職員は、利用者が要支援状態にある場合は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練等を行うことにより、利用者が能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

#### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアハウス楽々園
- (2) 所在地 岡山県瀬戸内市邑久町北池169番地

#### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

職員の業務の実施状況の管理及び事業の利用申込に係る調整、その他の管理を一元的に行う。また、職員に事業の運営に関する法令の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (2) 生活相談員 1名以上（常勤換算）

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な

な支援を行うものとする。

(3) 看護職員 1名以上（常勤換算）

利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとする。

(4) 介護職員 3名以上（常勤換算）

利用者の介護度に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行うものとする。自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭をするものとする。利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。また、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。

(5) 機能訓練指導員 1名（常勤兼務）

利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行うものとする。

(6) 計画作成担当者 1名（兼務）

利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の職員と協議の上、サービス目標、サービスの内容等を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成する。計画の原案については、利用者又は家族に説明し同意を得て計画を作成し、利用者に交付した上で計画を実施する。計画実施後も状況を把握し、必要があれば計画を変更するものとする。

（利用定員及び居室数）

第5条 事業の利用定員及び居室数は次のとおりとする。

(1) 定員 14名とする。

(2) 居室 14室とする。

（事業の内容）

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 食事介助、排泄介助、入浴介助、身体介助その他の日常生活の介助

(2) 機能訓練

(3) 健康管理

(4) 生活相談

(5) 緊急時の対応

（利用料その他の費用）

第7条 事業の利用料の額は厚生労働省が定める基準によるものとし、事業が法定代理受

領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。(利用料は、別表)

- 2 その他の利用料、費用負担の額は利用契約書に記載の通りとする。また、費用の徴収については、あらかじめ利用者又は家族に対し、サービスの内容及び費用について、重要事項説明書及び契約書により説明を行い、同意を得ることで、適正な費用徴収を図るものとする。

(施設を利用するに当たっての留意事項)

第8条 利用者の事業所を利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。なお、心身の状況において困難な項目については施設と協議の上決定するものとする。

- (1) 外出外泊の際には行き先と帰所時間を所定の用紙に記入して職員に届け出ること。
- (2) 来訪者は、面会時間を遵守しその都度職員に届け出ること。
- (3) 病院受診は本人若しくは家族で対応すること。
- (4) 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用すること。
- (5) 騒音、喧嘩、暴言暴行、中傷等他人に迷惑をかける行為はしないこと。
- (6) 施設では火気厳禁のため、居室での喫煙はしないこと。喫煙は決められた場所で、時間等の規則を守って喫煙すること。飲酒は、原則禁止とすること。
- (7) 現金、所持品の管理は本人又は家族で行うこと。
- (8) 施設内での他の入居者に対する一切の宗教活動、政治活動はしないこと。
- (9) 感染防止のため、衣類居室等の清潔清掃に努めること。
- (10) 小動物(ペット等)は飼わないこと。
- (11) 居室の鍵は、本人が管理すること。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、利用者の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。
  - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年に2回以上開催するものとする。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第10条 職員は、事業提供を行っているとき利用者の病状その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、家族、市町村（保険者）岡山県備前県民局等に報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。又、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者を定め、年2回以上の避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(協力医療機関等)

第12条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置など必要な措置を講ずるものとする。又、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

2 事業所は、事業の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備するものとする。
  - (3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を年2回以上実施するものとする。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置するものとする。
- 2 事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを瀬戸内市に通報するものとする。

（身体拘束の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き）

第16条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。
  - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施するものとする。
- 3 事業所は、業務継続計画の見直しも必要に応じて行い業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

- 2 職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、事業に関する記録を整備し、そのサービスが完結した日から5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第19条 全居室が個室であるため、一時介護室は設置しないものとする。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。